

本相談室だより 66は、障害関係施設 事業者あて送付しています。

東社協福祉施設経営相談室だより 66平成20年3月17日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp

工賃変動積立金、設備等整備積立金の上限を超える分は

次期繰越活動収支差額に計上

本相談室に「これまで授産事業活動収支の残高を積立してきた積立金があります。もし就労支援の基準に移行した場合のこの積立金の扱いについてお尋ねします。積立金の上限額を超える分は、工賃として還元しなければならないのでしょうか。」旨のご相談が寄せられ、全社協にかねてより照会をしていたところですが、このたび3月5日の主管課長会議で下記内容が提示されました。ついては、決算（準備）に反映させることとなりますので、お知らせします。なお、本相談室だより 66は全国セルフ協のご協力を得て発行しています。本相談室へのご相談は、できればメールにてお願い申し上げます。

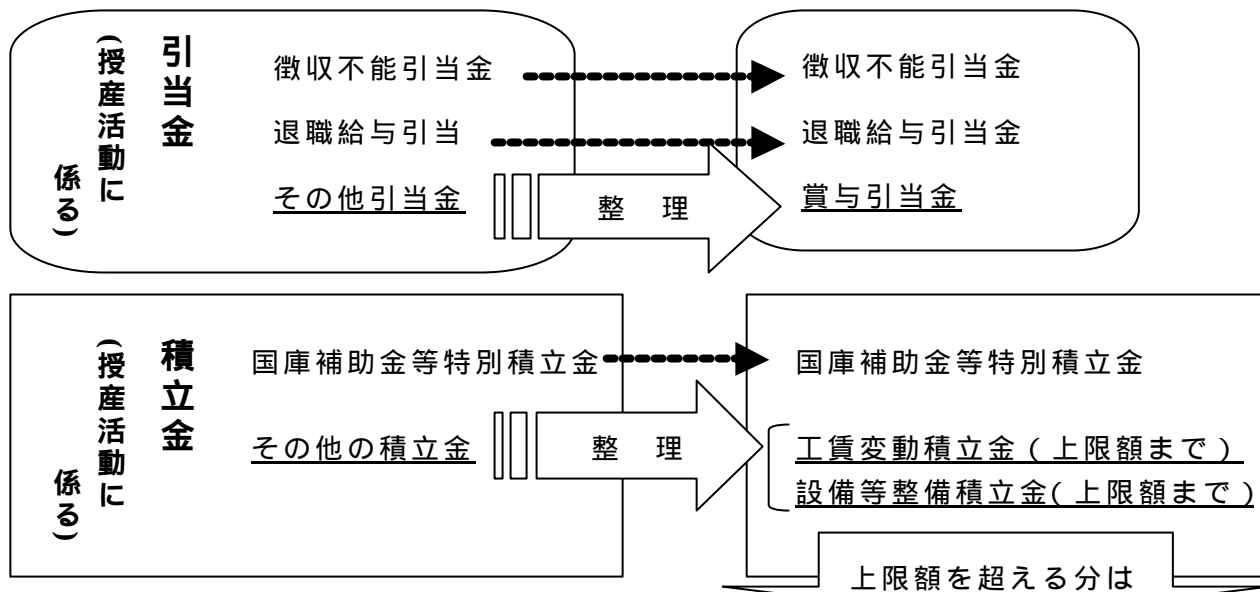
就労支援事業会計処理基準への移行の際の積立金等について

平成18年10月に制定した「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理について、最も早い場合には平成19年度決算から適用されることとなる。

その際、授産施設会計基準において設置を認めている既存の積立金、引当金の就労支援事業会計処理基準への移行に伴う承継処理のうち授産事業活動に係るものについては、以下のとおり取り扱うものとする。

授産施設会計基準

就労支援事業会計処理基準



(注) 今回の取扱いは、授産事業活動に係る取扱いであり、介護給付費・訓練等給付費又は運営費補助金で賄われている福祉事業活動は該当しない。(福祉事業活動における取扱いは従前のまま)

次期繰越活動収支差額に計上

次期繰越活動収支差額の処理等については、今後検討 (以上、厚労省資料より)(1/2)

本相談室だより 66は、障害関係施設 事業者あて送付しています。

1 授産施設会計基準第 35 条で規定されていたその他の積立金の例示「工賃平均積立金」「備品等購入積立金」「修繕積立金」「人件費積立金」について(都道府県の指導などによってその他の名称の同趣旨の積立金も含む)は、いずれも法人の判断で就労支援事業会計処理基準の「工賃変動積立金」「設備等整備積立金」のどちらにでも積立上限額まで移行処理ができること。

2 旧授産施設等から生活介護事業に移行した場合の積立金の取扱いについては、就労支援事業会計処理基準を選択した場合は「工賃変動積立金」「設備等整備積立金」のどちらにでも積立上限額まで移行処理ができるが、

社会福祉法人会計基準を選択した場合には、利用者の工賃として還元するなど移行前の授産事業に係る積立金を解消しなければならないこと。

(「積立金の解消」の具体的方法は今後検討となりますが、当面の対応として暫定的に次期繰越活動収支差額に計上できる(旧積立金である旨の明細等必要)ことも確認しています。

(以上、全国社会就労センター協議会セルブ通信速報 136(2008.3.7)より転載)

3 工賃変動積立額の上限額は過去 3 か年の平均工賃の 50%以内。授産会計から移行した法人であれば、授産施設当時の実績も過去 3 年間の平均工賃の対象となります。

4 設備等整備積立額の上限額は就労支援事業資産の取得価額の 75%以内。

設備等整備積立金は、あくまでも就労支援事業に係る会計処理の基準ですので、福祉事業活動収入も含めた全体の資産ではなく、就労支援事業資産が対象となります。

(以上、「就労支援事業会計処理基準 Q & A」全社協全国社会就労センター協議会発行)

5 次期繰越活動収支差額に計上する「旧授産活動に係る積立金」が生じる場合は、「旧積立金である旨の明細等必要」とされていることから、貸借対照表の欄外に、「脚注「旧授産活動に係る積立金(次期繰越活動収支差額に計上) 円」と表記した決算を予定してください。

*****以下は最近多く寄せられる相談事例です*****

Q 年度末に就労事業収入と支出の差額は、授産会計のように 0 としなければいけませんが、1 年目は、積立金ができませんがどのように 0 にすればよいのですか。施設設備積立は 1 年目よりできますか？

A 差額を 0 にしなければならない、1 年目は積立ができない、とは規定されていません。現実の積立金・積立預金は、決算理事会で承認されてからになりますので、実際に積立支出予算を補正後、積み立てる年度は翌年度になります。すなわち、決算年度は、収支差額(繰越金)として残っていることになります。授産会計から移行した法人であれば、授産施設当時の実績も過去 3 年間の平均工賃の対象となりますが、新たに就労支援事業をはじめた法人にあっては、2 年度目から積立可能となります。